

平成 23 年 3 月 23 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

### 東北地方太平洋沖地震に伴う審査支払業務の特例取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴い、各都道府県の国民健康保険団体連合会による平成 23 年 4 月支払分（平成 23 年 2 月診療分）の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下、「診療報酬等」という。）の審査支払について、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課より、別添のとおり通知（事務連絡）が発出され、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでご連絡申し上げます。

また、同地震に伴い、社会保険診療報酬支払基金各支部における審査委員会の審査決定について、別添とおり、社会保険診療報酬支払基金の照会に対し、厚生労働省保険局保険課長からの回答が発出され、下記のとおり取り扱うこととなりましたので併せてご連絡申し上げます。

### 記

#### 【国民健康保険団体連合会（国保連）の場合】

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災、被災地域への医療支援等により、各都道府県の国保連において、平成 23 年 4 月支払分（平成 23 年 2 月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次のいずれかの方法により対応することが可能です。

#### ① 国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例

国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、定足数の 10 分の 1 以上の出席により、審査を行うこと。

また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会についても、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

#### ② 概算払い

平成 23 年 3 月において保険医療機関等に対して支払った診療報酬等の支払額（平成 23 年 1 月診療分）をもって、概算払いとすること。

なお、上記取扱いは、平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成23年5月支払分（平成23年3月診療分）の取扱い等については、追って通知される予定です。

#### 【社会保険診療報酬支払基金の場合】

支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程に基づき、毎月月末までに審査委員の2分の1の出席による第二次審査において決定することとされております。

しかしながら、今回の震災被害の甚大さから、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められており、必要とされる審査委員数の2分の1以上の出席が困難な状況も想定されることから、特例的に、審査員の2分の1未満の出席であっても、審査決定することもやむを得ないと判断されます。

#### <添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会における特例について  
(平 23. 3. 18 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)
  2. 東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について  
(平 23. 3. 22 事務連絡 厚生労働省保険局保険課長)
- [別添] 東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について  
(平 23. 3. 18 社会保険診療報酬支払基金審査企画部長)